

平成 26 年度情報アクセシビリティに関する勉強会について

1 情報アクセシビリティの法律上の位置づけ

1.1 障害者基本法

障害者基本法は、障害者施策の基本的事項を定めるため立法され、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。この基本法における基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められている。

情報の利用におけるバリアフリー化に関しては、「情報を利用」「意思表示」ができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進を図られるよう「必要な施策を講じなければならない」とされていたところ、平成 23 年の改正に際して「情報の取得」「他人との意思疎通」もその目的に加えられた。

さらに、この改正の際には、新たに「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」に関しても「必要な施策を講じなければならない」とこととされた。

また、障害者基本法では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を策定することが定められている。障害者基本計画は、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられるものであり、同計画の「基本的な考え方」においては、各分野に共通する「横断的視点」の一つとして「アクセシビリティの向上」が挙げられ、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ることが言及されている。

また、「分野別施策」においても「情報アクセシビリティ」は挙げられており、障害者基本法で定める情報の利用におけるバリアフリー化等を具体化するための施策が盛り込まれている。

1.2 障害者差別解消法

平成 25 年に成立した障害者差別解消法においては、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備、いわゆる「環境の整備」「事前的改善措置」に努めなければならないことが定められている。

また、平成 27 年 2 月に策定された障害者差別解消法に基づく基本方針においては、「障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等」を「事前的改善措置」の一つとして挙げている。

以上のように、障害者基本法、第三次障害者基本計画、障害者差別解消法、基本方針、いずれにおいても情報アクセシビリティは重要な位置を占めている。

1.3 障害者施策の今後に向けて

情報アクセシビリティは、障害者基本法においては基本施策、障害者基本計画においては障害者施策全体に横串を刺す「横断的視点」、そして、障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけられている。

中でも平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を計画期間とする障害者基本計画は、平成 27 年度には後半へと折り返す年度に入る。また、障害者差別解消法の施行に向け、行政機関の長等が定めることとされている対応要領、主務大臣が定めることとされている対応指針の作成と、より具体的な方策の検討がはじめられる時機にある。

これらを踏まえるならば、情報アクセシビリティに関する諸施策に関しても、検討から具体的な実現を図る段階に局面が移りつつあると考えられる。そこで、障害者基本計画の分野別施策に掲げられた個別の施策に関し、取組の実施状況及びその効果を各府省が把握・評価する際の一助となり、障害者基本計画の推進に資するよう、また、ひいては今後の施策展開、事前的改善措置に関する取組を通した障害者差別解消法の円滑な施行に資するよう、情報アクセシビリティに関する勉強会を開催し、検討を行った。

2 情報アクセシビリティに関する勉強会

2.1 概要

情報アクセシビリティに関する勉強会は、障害者基本計画の分野別施策に掲げられた個別の施策のうち、情報アクセシビリティに関する現状を把握するための枠組み(以下「枠組み」という。)についてご提言頂くことを目的として開催された。取組の進捗状況を各府省が把握し、障害者基本計画の推進に資するために、様々な立場の有識者から忌憚のないご意見をお聞きする場として設定されたものである。構成員としては、ウェブアクセシビリティ、人間工学、教育支援、情報通信政策といった情報アクセシビリティに関係する各分野における専門家を迎え、3 回にわたり検討を行った。第 1 回目の勉強会は 2015 年 1 月 15 日、第 2 回目の勉強会は 2015 年 2 月 9 日、第 3 回目の勉強会は 2015 年 3 月 19 日に開催された。以下に構成員一覧を示す。

情報アクセシビリティに関する勉強会 名簿

株式会社インフォアクシア 代表取締役 植木真
有限会社サイパック 代表取締役 工藤智行 (会長)
東京大学先端科学技術研究センター 准教授 近藤武夫
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授 白澤麻弓
名古屋学院大学商学部 講師 山口翔

2.2 検討の経緯

勉強会では、分野別施策に掲げられた個別の施策に関し、取組の実施状況を各府省が把握し、障害者基本計画の推進等に資するよう、次の手段で検討を行った。

2.2.1 抽出

情報アクセシビリティは、障害者基本計画の「分野別施策」の一つであるとともに、同計画の「横断的視点」でもあるため、改めて同計画の「生活支援」から「国際協力」まで合計 10 分野の分野別施策に計上されているすべての個別施策を対象として、情報アクセシビリティに関係する個別施策を抽出した。

2.2.2 評価体系

障害者基本計画に計上されている個別の施策のうち、情報アクセシビリティに関係する施策について、進捗状況を把握する際に必要となる項目や尺度に関し検討を行った。さらに、各府省における取組の実施状況及びその効果に関する把握・評価に係る準備作業の一助となるよう、個別施策ごとに当該施策の実施状況の把握・評価の方向性に関しても試行的な検討を行った。

2.2.3 項目の過不足

情報アクセシビリティに関しては、平成 23 年の改正において「情報の取得」「他人との意思疎通」といった新たな視点が加わっている。また、情報通信技術に関しては状況の変化が早く、平成 25 年の障害者基本計画（第 3 次）策定から 3 年が経過していることから、障害者基本計画に計上されている個別施策以外に、（各府省で進捗状況を把握することが）情報アクセシビリティの推進に寄与すると考えられる取組が存在すると想定される。このため、障害者基本計画に計上されている個別施策以外に、（各府省で進捗状況を把握することが）情報アクセシビリティの推進に寄与すると考えられる取組が存在し得るとすればどのようなものがありうるか、その可能性について検討を行った。

3 勉強会における検討の結果

3.1 抽出

「障害者基本計画（第 3 次）」において情報アクセシビリティに関係すると特定されたすべての個別施策一覧を別表に示す。

3.2 評価体系

情報アクセシビリティに関する個別施策の進捗状況を把握する際に必要となる項目、尺度に関する検討を行う際の視点として、構成員から指摘があったのは次の 3 点である。

- 【視点 1】一概に何をもって情報アクセシビリティへの対応ができているというのかは難しく、即座に対応を求めることが難しい分野もある。まずは、情報アクセシビリティについて何か考える担当者がいるか、対話できる人がそこにいるかが重要ではないか。

【視点 2】情報アクセシビリティに関連する標準化（日本工業規格等）に対応しているかだけを聞くのは実効的ではない。事業者や行政機関等がアクセシビリティに関して

方針をもっているか、それを評価する体制があるか、責任を持つ人がいるか、が重要ではないか。

【視点3】情報アクセシビリティの側面としては、デバイスやコンテンツのアクセシビリティに加えて運用がある。この3つを掛け合わせて最終的にアクセシビリティが担保されるとよいのではないか。

以上の視点を整理すると、まず、視点3においては、情報アクセシビリティが「機器」「コンテンツ」「運用」という3つの要素を掛け合わせることによって実現することが指摘された。ここでいう「機器」とは、サービスとして提供されるハードウェアそのもの、「コンテンツ」とはサービスとして提供される情報、「運用」とは機器やコンテンツを含む、各種分野の情報アクセシビリティに対応するための変更・調整を指している。しかし、「機器」「コンテンツ」の間を明確に線引きすることは難しい。このため、この2つを「機器・コンテンツ」と合わせて取り扱うこととし、「機器・コンテンツ」及び「運用」の二側面から、情報アクセシビリティに関する個別施策の進捗状況を把握する枠組みについて検討した。

また、視点1、2においては評価すべき項目に関する基本的考え方として、担当者及び方針の存在の重要性を指摘している。これを踏まえ、「機器・コンテンツ」「運用」という2要素に関し、それぞれを評価するための尺度として担当者及び方針の存在を記載したものを、評価体系としてまとめた。なお、この評価体系における方針とは、それぞれの組織における情報アクセシビリティ向上のための方向性を示したものを指している。

評価体系		
◎評価要素		
☐ 評価項目	評価尺度	
◎ [機器・コンテンツ] の情報アクセシビリティ		
☐ 情報アクセシビリティに配慮した機器・コンテンツの事例はあるか	無／有	具体事例
☐ 情報アクセシビリティに関する方針を設定しているか	設定／未設定	
☐ 情報アクセシビリティに関する方針がある場合、公開しているか	公開／未公開	
☐ 情報アクセシビリティに関する担当者がいるか	いる／いない	
☐ 情報アクセシビリティに関する方針がある場合、方針の達成状況を把握しているか	把握／未把握	達成比率
☐ 情報アクセシビリティに関する方針の達成状況を公開しているか	公開／非公開	
◎情報アクセシビリティに対応するための [運用] に関して		
☐ 情報アクセシビリティに対応するための運用の事例はあるか	無／有	具体事例
☐ 情報アクセシビリティに対応するための運用に関する方針を設定しているか	設定／未設定	
☐ 情報アクセシビリティに対応するための運用に関する方針がある場合、公開しているか	公開／未公開	
☐ 情報アクセシビリティに対応するための運用に関する担当者がいるか	いる／いない	
☐ 情報にアクセスするための手段の複数性・代替性を確保しているか	確保／未確保	達成比率
☐ 情報アクセシビリティに関する学習機会を設けているか	確保／未確保	

	達成比率	実施数
□情報アクセシビリティに対応するための運用に関する方針の達成状況を把握しているか	把握／未把握	
	達成比率	達成値
□情報アクセシビリティに対応するための運用に関する方針の達成状況を公開しているか	公開／非公開	

なお、以上に示した評価体系は、構成員の情報アクセシビリティに関する個別具体的な理解から出発し、それらに共通する要素を抽出して導き出されたものであり、汎用性を高めるために、抽象化・一般化されている。このため、個別施策の進捗状況の評価に用いる際は、これを直接適用するのではなく、個別施策を評価するための尺度を検討する際に参照として用いることが適当である。

そこで、3.1 の作業において「障害者基本計画（第3次）」において情報アクセシビリティに関係すると特定された個別施策に関し、各府省が行う進捗状況把握に係る準備作業の一助となるよう、個別施策ごとに当該施策の評価の方向性について試行的な検討を行った。この検討の結果は別表に「進捗状況の把握に関し行った議論」として記載している。

3.3 項目の過不足

障害者基本計画に計上されている個別施策以外に、進捗状況を測ることで情報アクセシビリティの推進に寄与する取組が存在し得るとすれば、どのようなものがありうるかという検討に際しては、多数の候補が挙げられた。このため、構成員から提出された候補のうち、「障害者基本計画（第3次）」の分野別施策として計上されていないものの整理にあたっては、以下の基準に基づいて取捨選択した。

- ・ 「障害者基本計画（第3次）」に計上されている個別施策について 3.2 に述べた評価体系の視点を踏まえることにより把握可能か
- ・ 障害者政策委員会や、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ等において複数の団体からの指摘があるか

この結果、「障害者基本計画（第3次）」に計上されていない個別施策としては、以下の項目について各府省において進捗状況を把握することが、情報アクセシビリティの向上に寄与すると考えられるとしてまとめられた。

各府省において進捗状況を把握することが情報アクセシビリティの向上に寄与すると考えられる項目

1. 情報アクセシビリティを担保（あるいは対応）することができる人材の養成
 - 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員や、高次脳機能障害、ALS、知的障害等、個別性の高いコミュニケーション手段を用いる人の通訳・介助員等の養成研修方法に関する研究に関し検討がなされている場合、その内容についても言及されてはどうか。
 - 高次脳機能障害、ALS、知的障害等、個別性の高いコミュニケーション手段を用いる人

の通訳・介助員等の養成研修事業に関し検討がなされている場合、その内容についても言及されてはどうか。(関連：基本計画 6-(3)-1)

- 事業者や行政機関等職員を対象とした、情報アクセシビリティに関する知識を習得するための講習会実施の推進に関して事例があれば記述できないか。
- 大学等において、情報アクセシビリティに関する知識の習得が、教育、福祉、ICT 分野等の学科科目として取り入れることの推進に関して事例があれば記述できないか。(関連：9-(1)-2)

2. 影響力の大きい試験の情報保障標準化

- 社会生活における影響力の大きい試験（例えば、資格試験、就職試験、入学試験等）における情報保障の標準化可能性について研究を進めている事例があれば記述できないか。(関連：6-(1)-2、9-(4)-1)

3. 民間事業者における情報アクセシビリティ

- 標準（日本工業規格）化後の普及推進策等、事業者における情報アクセシビリティの向上等に向けた取組があれば記述できないか。

4. 緊急時における情報アクセシビリティ

- 銀行、クレジットカード、ロードサービス、保険、携帯通信、解錠サービス、病院、交通機関等、民間事業者が提供するサービスに係る緊急時の連絡窓口において、ファックス、E メール、電話リレーサービス、モバイル端末等、電話代替手段の確保に向けた取組の促進に関し、事例があれば記述できないか。

3.4 情報アクセシビリティチェックシート（試案）

情報アクセシビリティ向上のためには、障害者基本計画の推進に加え、障害者差別解消法において定められる、合理的配慮を的確に実施するための環境整備の観点からも着実に推進することが期待される。とりわけ、環境の整備の推進は、その都度の合理的配慮の提供と比し、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

そこで、本勉強会での検討内容が、障害者基本計画の推進だけでなく、情報を取り扱う現場において合理的配慮を的確に実施するための環境整備に寄与するよう、情報アクセシビリティチェックシート（試案）を作成した。これは、情報を取り扱う現場での活用のしやすさを考え、3.2 でまとめた評価体系を前提に、[機器][コンテンツ][運用]それぞれの評価体系を統合したものである。

情報アクセシビリティチェックシート（試案）

このチェックシートは、情報を取り扱う現場において、障害者差別解消法に基づく合理的配慮、及び合理的配慮を的確に実施するための環境整備に寄与することを目的として作成されました。サービスとして提供される機器やコンテンツのアクセシビリティが向上することは、それを利用することができる

人が増えことを意味しています。また、ユーザー経験の向上、サービスの向上にもつながります。ですので、行政機関等に限らず、事業者の皆様にもぜひご検討いただければ幸いです。

合理的配慮のために

□ 情報アクセシビリティへの対応について担当している人はいますか？

⇒機器やコンテンツのアクセシビリティがすぐに担保できなくても、運用で補うことができます。それは、障害のある人が情報にアクセスできない時、問い合わせに応じる担当者をおくことで何らかの対処をすることが可能だからです。ですので、例えば、合理的配慮の提供について相談できる窓口を明確化する、情報アクセシビリティについての担当者を設定する等、検討してみてもはどうでしょうか。担当者は専任であることが望ましいですが、人的・体制的制約等がある場合、兼任であってもかまいません。

環境整備のために

□ 情報アクセシビリティについて検討する人はいますか？

⇒情報アクセシビリティに関する方針について検討する人の設置をお願いします。担当者の設置は体制に応じ、部署ごと、組織ごと、あるいは同種の組織間での設置でもかまいません。

□ 情報にアクセスするための手段の複数性、代替性は確保していますか？

⇒「電話とファックス」「電話とメール」等、情報にアクセスするための複数の経路や複数の代替手段（例えば音声、文字、点字等のコミュニケーション手段）をおくと、情報アクセシビリティが高まります。

□ 情報アクセシビリティに関する学習機会は設けていますか？

⇒情報を取り扱う人々が情報アクセシビリティについて学ぶ機会の設定をお願いします。

□ 情報アクセシビリティに関する方針を設定していますか？

⇒今すぐできることから長期目標まで、ハードからソフトまで、小さなことからコツコツと環境整備をお願いします。実務レベルの日々の業務の中で、短期的に費用をかけずともできることが多くあります。しかし、最終的には組織全体で情報アクセシビリティの重要性を認識し、実施に関して計画を立てる等していただくことが重要です。まずは「やる」という方針からですが、体系的に実施することで中・長期的なコストの削減・効率化につながる点もご留意ください。

⇒情報アクセシビリティに関する方針がある場合、方針の達成状況を把握すること、方針自体や達成状況を公開することをご検討ください。

別表 「障害者基本計画（第3次）」における情報アクセシビリティに関する個別施策及び議論

- 本表は 3.1 で障害者基本計画（第3次）から情報アクセシビリティに関係すると特定された個別施策、及び 3.3 で検討を行い、障害者基本計画に計上されている個別施策以外でアクセシビリティの推進に寄与する取組として得たものを一覧するものである。
- 3.2 で行った実施状況の把握・評価の方向性に関する試行的な検討の議論も参考として採録した。
- 計上されている個別施策は、すべて情報アクセシビリティの推進に資すると考えられる施策である。各分野の番号は、障害者基本計画の分野別施策の番号、名称に範をとった。
- 整理番号のない項目は、障害者基本計画に計上されていない項目である。

1. 生活支援

整理番号	個別施策の概要	進捗状況の把握に関し行った議論
6-(1)-4	障害者に対する IT（情報通信技術）相談等を実施する障害者 IT サポートセンターの設置の促進等により、障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。	
6-(3)-1	障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。	⇒派遣、養成実績に加え、設置実績も推進状況の指標として有効ではないか ⇒養成研修方法に関する検討がなされている場合、その内容についても言及されてはどうか。
6-(3)-2	情報やコミュニケーションに関する支援機器の開発の促進とその周知を図るとともに、機器を必要とする障害者に対する給付、利用の支援等を行う。	
- 高次脳機能障害、ALS、知的障害等、個別性の高いコミュニケーション手段を用いる人の通訳・介助員等の養成研修方法に関する研究に関し検討がなされている場合、その内容についても言及されてはどうか。 - 高次脳機能障害、ALS、知的障害等、個別性の高いコミュニケーション手段を用いる人の通訳・介助員等の養成研修事業に関し検討がなされている場合、その内容についても言及されてはどうか。（関連：基本計画 6-(3)-1）		

3. 教育・文化活動

整理番号	個別施策の概要	進捗状況の把握に関し行った議論
3-(2)-1	障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努める。	⇒拡大教科書、音声教科書の給付実績に関しても県別配慮実績を集約しているならば、データを記述してはどうか。 ⇒高校における推進状況に関しても、可能ならば定量的に、不可能ならば定性的に言及できないか。 ⇒副読本や課題図書をアクセシブルなものにする取組に関して議論があれば記述してはどうか。 ⇒「学びのイノベーション事業」や「教育の情報化ビジョン」を一般施策化するための議論があれば記述してはどうか。
3-(3)-1	大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。	⇒授業等における配慮の実施状況に関し、日本学生支援機構等が集約していないか。可能ならば定量的に、不可能ならば定性的に記述してはどうか。
3-(3)-3	障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。	⇒入試や試験における配慮の実施状況に関し、日本学生支援機構等が集約していないか。可能ならば定量的に、不可能ならば定性的に記述してはどうか。
3-(3)-4	入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。	⇒各大学の情報公開状況を定量的（配慮の実施状況等に関する情報公開を実施している大学数等）に記述してはどうか。
3-(4)-5	聴覚障害者及び視覚障害者が映画を楽しむことができるよう、関係団体等の協力の下、日本語字幕の付与や音声ガイドの制作等のバリアフリー映画の普及に向けた取組を推進する。	⇒映画館における上映、DVD等での販売、ネット動画配信時の字幕付与等の取組状況に関し、把握可能ならば記述してはどうか。 ⇒聴覚/視覚障害者情報提供施設におけるバリアフリー映画の製作等の取組状況について、可能ならば記述してはどうか。 ⇒販売時パッケージ等における字幕の有無に関する記載状況に関し把握できる数値があれば記述してはどうか。

6-(2)-1	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づく放送事業者への制作費助成、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送（CM番組を含む）、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。	⇒可能な場合は、報道/政治/バラエティ等、分野別字幕付与率を記述してはどうか。
6-(2)-2	聴覚障害者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。	
6-(2)-3	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。	⇒通信・放送サービスへのアクセスの改善状況の可視化に資すると考えられるので、年度ごとの助成件数に言及してはどうか。 ⇒助成した案件の実用化、利活用に関する検討状況について記述してはどうか。 ⇒ユニバーサルサービス制度と類似の仕組みをアクセシビリティ推進にも導入することに関する議論があれば言及してはどうか。
6-(2)-4	電子出版は、視覚障害や学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、関係者の理解を得ながら、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、教育における活用を図る。	⇒「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」等、調査研究・開発に関する検討内容に言及してはどうか。

- 事業者や行政機関等職員を対象とした、情報アクセシビリティに関する知識を習得するための講習会実施の推進に関して事例があれば記述できないか。

- 大学等において、情報アクセシビリティに関する知識の習得が、教育、福祉、ICT分野の学科科目として取り入れることの推進に関して事例の把握があれば記述できないか。（関連：9-(1)-2）

- 社会生活における影響力の大きい試験（例えば、資格試験、就職試験、入学試験等）における情報保障のガイドラインについて研究を進めている事例があれば記述できないか。（関連：6-(1)-2、9-(4)-1）

5. 生活環境

整理番号	個別施策の概要	進捗状況の把握に関し行った議論
5-(2)-2	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。	⇒公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン「情報提供等の具体的な考え方」の実施状況に関し、定量的な記述が可能であれば記述してはどうか。
5-(2)-4	従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し個別的な輸送を提供するスペシャル・トランスポート・サービス（STS）について、地方公共団体を含む関係者間の連携の下、その普及拡大に向けた取組を進める。	⇒個別輸送サービス予約システムのアクセシビリティについても取組事例があれば記述してはどうか。
6-(2)-5	現在の日本銀行券が、障害者等全ての人にとってより使いやすいものとなるよう、五千円券の改良、携帯電話に搭載可能な券種識別アプリの開発・提供等を実施し、券種の識別性向上を図る。また、将来の日本銀行券改刷が、視覚障害者にとり券種の識別性の大幅な向上につながるものとなるよう、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査等、様々な観点から検討を実施する。	⇒アプリダウンロード数に加え、銀行券の識別性向上に関する調査や検討の状況に関しても記述してはどうか。

6. 情報

整理番号	個別施策の概要	進捗状況の把握に関し行った議論
1・(6)-1	良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進等を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。	⇒助成した案件の実用化、利活用に関する検討状況について記述してはどうか。 ⇒標準化が行われたものについては、標準化の際窓口になった団体に推進状況を照会する等して、当該標準の活用・推進状況に関し言及してはどうか。
6・(1)-1	障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。	⇒情報アクセシビリティの向上・普及への当該取組の寄与状況に関しても、年度毎の助成件数、及び、助成した案件の実用化、利活用に関する検討状況など記述し、言及してはどうか。
6・(1)-2	研究開発やニーズ、情報技術の発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化（日本工業規格等）を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。	⇒情報通信機器等の調達は、国際規格、日本工業規格への準拠や配慮に関する関係法令に基づいて実施しているかについて言及してはどうか。
6・(1)-3	国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。	⇒産業技術総合研究所や情報通信研究機構における情報通信機器・システムの研究開発事例があれば記述してはどうか。 ⇒情報通信機器・システムの研究開発事例を一般施策化するための議論があれば記述してはどうか。
6・(3)-3	意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図る。	⇒JIS T 0103 に参考として収載されている絵記号等の利用、推進状況に関し記述してはどうか。特に安全・安心に関わる分野での利用状況、パンフレットの製作等、広報や施策の普及啓発における利用例があれば言及してはどうか。

- 標準（日本工業規格）化後の普及推進策等、事業者における情報アクセシビリティの向上等に向けた取組があれば記述できないか。

7. 安全・安心

整理番号	個別施策の概要	進捗状況の把握に関し行った議論
6・(4)-2	災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。	
6・(4)-4	各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。	⇒外国人向けの取組等、障害者以外の意思疎通に困難を抱える集団を対象とする取組が知的障害者にとっても有効であることを念頭に、幅広く記述できないか。
7・(1)-7	火事や救急時におけるファックスや E メール等による通報を可能とする体制の充実に取り組むとともにその利用の促進を図る。	⇒携帯電話、IP 電話に加え、ファックス、E メール、電話リレーサービス、モバイル端末（アプリを含む）等電話代替手段を用いた通報の導入状況（対応率等）についても言及してはどうか。
7・(3)-1	ファックスや E メール等による緊急通報について、その利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行う。	⇒ファックス、E メールに加え、携帯電話、電話リレーサービス、モバイル端末（アプリを含む）等電話代替手段を用いた通報の導入状況（対応率等）についても言及してはどうか。

- 銀行、クレジットカード、ロードサービス、保険、携帯通信、解錠サービス、病院、交通機関等、民間事業者が提供するサービスに係る緊急時の連絡窓口において、ファックス、E メール、電話リレーサービス、モバイル端末（アプリを含む）等を利用した、電話代替手段の確保に向けた取組の促進に関し、事例があれば記述できないか

8. 権利擁護

整理番号	個別施策の概要	進捗状況の把握に関し行った議論
6-(4)-3	政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努める。	⇒手話通訳、字幕付与、点字、音声、拡大文字、あるいはインターネットを通じた候補者の情報提供実施状況について、可能ならば定量的に記述してはどうか。
8-(1)-3	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。	⇒ファックス、Eメール、電話リレーサービス、モバイル端末（アプリを含む）等による相談等、電話代替手段の確保に関し言及してはどうか。

9. 行政サービス

整理番号	個別施策の概要	進捗状況の把握に関し行った議論
6-(4)-1	各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。	⇒JIS X 8341-3 に基づくウェブアクセシビリティ方針の有無、ウェブアクセシビリティ試験結果及びそれらの公表状況について言及してはどうか。
9-(1)-2	行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。	⇒公共、福祉サービスの情報、相談、申請、受取に関して実施事例があれば言及してはどうか。
9-(1)-3	各府省における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。	⇒ウェブ等における情報提供に加え、各府省主催の会議の場等における情報保障に関し事例があれば言及してはどうか。
9-(2)-1	政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実努める。	⇒手話通訳、字幕付与、点字、音声、拡大文字、あるいはインターネットを通じた候補者の情報提供実施状況について、可能ならば定量的に記述してはどうか。